

ZENSATO Monthly News

(全里マンスリーニュース)

2016年5月号 VOL.78.

2016年5月11日(水)(公財)全国里親会

◆児童福祉法改正の動き

1. 経緯

昨年9月から「新たな子ども家庭福祉に関する専門委員会」が開かれ、今年3月10日の最終回には報告書が取りまとめられました。

「子ども家庭福祉」という言葉は聞きなれないかも知れませんが、社会的養護よりも広い概念で、家庭で起きている虐待への防止対策なども含む概念です。社会的養護は都道府県の役割ですが、子ども家庭福祉は市町村の役割も含まれます。とくに今回の報告書では、国、都道府県、市町村の役割について踏み込んだ提言をしています。

この報告書を受けて、児童福祉法改正案が3月28日、国会に上程されました。今年度の通常国会は6月1日までで、その間に成立するものとみられます。

2. 法案の主な内容

先ず第1条では「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」とあります。これまでの児童福祉法では子どもは愛護の対象でしかありませんでした。今回の改正では、国連の子どもの権利条約を前提にこの法律が作られていることを示すものです。

日本は子どもの権利条約を批准して今年で22年になります。ようやくこの条約が国内法に反映されることになりました。

第2条では、「児童が良好な環境において生まれ、かつ社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され」とあります。良好な環境で生まれるためには、妊娠期からの福祉が重要になります。また、子どもが権利主体者であれば、意見が尊重される必要があります。

第3条では、代替的養護について触れています。「児童を家庭において養育するのが困難であり又は適当でない場合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育環境において養育することが適当でない場合にあつては児童ができる限り良好な家庭の環境において養育されるよう」とあります。分かりにくい言い回しになっていますが、代替的養護は家庭養護(里親)が望ましく、それが

難しい場合は小規模の施設で養育しなさいと言っています。

その後、市町村、都道府県の業務を明確に分け、市町村に設置された要保護児童対策調整機関の強化、また、児童相談所の体制強化として弁護士や児童福祉司の資格要件を厳しくすることが述べられています。児童相談所を増やすことについても触れています。

養子縁組里親については、国際的には、パーマナンスーを実現することが重要で、里親より養子縁組が求められています。第6条(29.4.1施行)で、養子縁組里親にも研修を課し、養子縁組里親名簿に登録する、第11条では養子縁組に関する相談、援助を都道府県の業務として位置づけ、第34条以降で養子縁組里親の欠格要件等を規定するとしています。

里親支援については、第11条(29.4.1施行)で里親の普及啓発、里親の選定、里親と児童との調整、児童の養育の計画策定までの一貫した里親支援を都道府県の業務として規定しています。

要保護児童は、基本的には18歳の誕生日前日まで措置が解除されますが、きちんと自立を果たしてもらうために、年齢要件に踏み込んでいるのも、今回の改正の特徴です。第6条で「大学の学生等であつて満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にあるものを児童自立生活援助の対象にする」としています。一時保護についても満20歳まで引き続き出来るようにしています。

第48条(28.10.1施行)には「乳児院等の長や里親及びファミリーホーム事業を行う者は、施設に入所し、又は里親等に委託された児童及びその保護者に対して、関係機関との緊密な連携を図りつつ、親子の再統合のための支援等を行う」として、里親も家庭再統合に関わることが定められています。

3. その他

この法律は平成29年4月1日から施行することになっておりますが、検討規定を設け、具体的な取組について次のように指示をしています。

1. 特別養子縁組制度の利用促進のあり方について検討を加えること。
2. 要保護児童を適切に保護するための裁判所の関わり方について措置を講ずる。
3. 施行後2年以内に児童相談所の業務のあり方、児童及び妊産婦の福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加える。
4. 施行後5年後をめどとして見直すことを定めています。

※ ※

専門委員会の報告書ではさまざまな提言がなされていますが、児童福祉法改正は、この報告書の一部が採用されたものです。